

庁議の概要

開催日 平成 25 年 7 月 30 日 (火)

◎項 目

- 1 飲酒運転を防止するための留意点について【総務部】
- 2 各部局等の今週の動きについて【各部局等】

◎内容

1 飲酒運転を防止するための留意点について【総務部】

総務部から、平成 25 年 7 月 26 日付け 25 高行管第 134 号で通知をした飲酒運転を防止するための留意点について、概要説明を行った。

【概要】

- ・飲酒運転を防止するため、これまでの飲酒運転事例とその留意点をまとめ、臨時的任用職員及び非常勤職員を含む全職員への周知徹底を行った。

留意点①：宴席に車両を運転して行かない

～ 運転代行サービス利用時も飲酒後は一切車両を運転しない ～

留意点②：「仮眠したから大丈夫」は禁物

～ アルコールの代謝には相当の時間が必要 ～

留意点③：「近くまでだから大丈夫」は通用しない

～ アルコールを体内に保有した状態で運転する行為が飲酒運転 ～

留意点④：アルコールは正常な判断を狂わせる

～ 全ての職員が当事者となる可能性がある ～

留意点⑤：「自分は酒に強いから酔っていない」という誤った認識

～ 酒に強くてもアルコールを体内に保有して運転すれば飲酒運転になる ～

(教育委員会)

- ・教育委員会では、全職員に対する意識調査と行動調査、特に二日酔い運転に関するアンケートについて、内容等の検討を進めている。

(知 事)

- ・知事部局においてもアンケート調査による意識付けが必要。

2 各部局等の今週の動きについて【各部局等】

総務部が取りまとめた各部局等の今週の動きに関する資料を配布の上、概要説明を行った。